

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	神奈川県地球温暖化対策推進条例				
条 例 番 号	平成21年神奈川県条例第57号	法 規 集	第5編第1章		
所 管 室 課	環境農政局環境部環境計画課				
条 例 の 概 要	事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地球温暖化は喫緊の課題であり、県、事業者、県民、建築主等の各主体が地球温暖化対策に取り組むべき状況に変わりはない。本条例は、地球温暖化対策に関する施策について必要な事項を定めており、引き続き必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	<p>条例に基づき定める地球温暖化対策計画では、県内における温室効果ガスの排出量の削減目標及び温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めており、地球温暖化に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られている。</p> <p>また、条例に基づく温暖化対策計画書制度により、温室効果ガス排出量の多い一定規模以上の事業者、建築主、開発事業者の自主的な地球温暖化対策が一定程度促進されている。</p> <p>しかし、国及び県が2050年脱炭素社会の実現を表明したこと、国において地球温暖化対策推進法の見直しが行われていること、また、社会状況が変化していることなどから、これらの状況等を踏まえ、条例の改正を検討していく必要がある。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動温暖化対策計画書等の届出事業者数（令和元年度）532件 ・建築物温暖化対策計画書の届出数（平成27年度～令和元年度）588件 ・特定開発事業温暖化対策計画書の届出数（平成27年度～令和元年度）52件
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	温暖化対策計画書制度の実施に当たり、計画書等の提出を義務付ける対象を、温室効果ガス排出量の多い一定規模以上の事業活動、建築物、開発事業に限定し、効果的・効率的に地球温暖化対策が推進される内容となっている。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	「かながわグランドデザイン」において、条例に基づき定める地球温暖化対策計画は、総合計画における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画に位置づけられ、地球温暖化対策計画に基づき県が取り組む施策の基本方向も総合計画と整合が図られていることから、県政の基本方針に沿ったものとなっている。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例は、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図るためのものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				

見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 国及び県による2050年脱炭素社会の実現の表明や、国の法改正、社会状況の変化等を踏まえ、条例の改正を検討する。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	